

# 令和8年度ヤングケアラー支援体制構築事業プロポーザル募集要項

## 1 業務名

令和8年度ヤングケアラー支援体制構築事業

## 2 業務内容

「令和8年度ヤングケアラー支援体制構築事業」業務委託仕様書に記載のとおり。

## 3 業務の実施方法

企画提案を募り、選考を経て、予算の範囲内で業務を委託する。

## 4 応募資格

応募者は次の全ての要件を満たすこととする。

- (1) 県内に団体の本部又は事業所を有すること。
- (2) 事業の適正な遂行に必要な組織・人員を有していること。
- (3) 実施する上で必要となる協議等の措置を適切に、かつ、迅速に遂行できる体制を有していること。
- (4) 児童福祉に関する活動についての実績があること。
- (5) 社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人又はその他法人であること。
- (6) 定款又は規約等を有し、責任者が明確であること。
- (7) 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。
- (8) 特定の公職者（候補者を含む）、又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (9) 暴力団でないこと、又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。

## 5 応募期限等

- (1) 応募期限 令和8年2月27日（金）午後5時（必着）
- (2) 応募方法 持参、郵送、メール又はちば電子申請サービスの応募フォームから応募
- (3) 提出物 企画提案書一式  
「7 応募書類」に沿って作成すること。
- (4) 提出先 「12 問合せ先・提出先」のとおり
- (5) メール応募における注意事項
  - ア 各書類の順番が「7 応募書類」の順になるように、ファイル名の先頭に 01～09 等の番号を付した上で文書名をつけ、zip ファイルにして送信すること。
  - イ 各様式の参考書類は、「06\_【様式6参考資料】」等、番号の後に対応する様式番号が分かるように記載すること。
  - ウ ファイルのサイズが 7 MB を超える場合は県側で受信できないため、適宜分割し、送付すること。その際は、一通目の本文に合計送付数を記載し、件名にも何

通じか分かるように記載すること。

また、メールの件名は「【プロポーザル応募資料】令和8年度ヤングケアラー支援体制構築事業業務委託について」とすること

エ 各文書のファイル形式は、ワード・エクセル・パワーント・PDF・jpg とすること。

ワード・エクセル・パワーントの場合、PC の環境によって見え方が異なる場合があることに留意すること。(1 ファイルにつき、元のワード等ファイルと PDF に変換したファイルと両方を送ってもかまわない)

また、特殊なフォントや機種依存文字を使用した場合、県では読めない場合があることに留意すること。

オ 応募後、事務局で確認次第、応募確認のメールを返信するため、県から連絡がない場合には、応募書類が届いているか県に確認すること。

(ちば電子申請サービスでの応募はメールで自動返信あり)

## 6 質問受付・回答

(1) 本件に関する質問については、様式第 10 号を用いて提出すること。

ただし、提案の状況、選考委員名等に関する質問は受け付けない。

(2) 受付期限：令和 8 年 2 月 13 日（金）午後 5 時（必着）

(3) 回答方法：質問に対する回答は、千葉県ホームページに公表する。

なお、質問内容によっては、回答しないことがある。

(4) 回答期限：令和 8 年 2 月 24 日（火）

(5) 質問先：「12 問合せ先・提出先」のとおり

(6) 注意事項：メールの件名は、「【プロポーザル質問】令和 8 年度ヤングケアラー支援体制構築事業業務委託について」とすること。

## 7 応募書類

(1) 提出書類は次の通りとし、サイズは A4（A3 折込み可）とする。

（様式第 1 号）「令和 8 年度ヤングケアラー支援体制構築事業」業務委託応募書

（様式第 2 号）団体目的等についての確認書

（様式第 3 号）団体に関する概要書

（様式第 4 号）1 企画提案書（全体）概要

（様式第 5 号）2 企画提案書（相談窓口の設置及びヤングケアラー・コーディネーターの配置）

（様式第 6 号）3 企画提案書（ピアサポート・オンラインサロンの設置）

（様式第 7 号）4 企画提案書（業務の管理運営）

（様式第 8 号）業務に要する経費見積書

（様式第 9 号）活動実績

(2) 提出部数（持参又は郵送の場合）

正本 1 部、副本 6 部

## 8 審査・選定方法

- (1) 選定委員会において、企画提案書及びプレゼンテーション、ヒアリングによる審査を行い、優れた提案団体を予算の範囲内で選考する。
- (2) 選定委員会は令和8年3月上旬～中旬に実施する予定。なお、詳細については、企画提案者に別途通知する。
- (3) 審査基準

以下の審査基準により総合的に評価し選考する。

審査項目	審査基準
企画提案内容	事業の趣旨を理解した提案となっているか。
	福祉の相談支援業務に関する専門的知見を有し、それを生かした提案となっているか。
	実施計画は、実行可能性を十分に吟味されたものか。
業務遂行能力	事業を確実に遂行するだけの十分な体制があるか。
	関係機関との連携がとれる事業者であるか。
	個人情報管理への対応・体制が整っているか。
所要経費	経費の算定根拠が明確に示されているか。合理的な内容であるか。

- (4) 選定結果は、応募者全員にメールで通知する。

## 9 委託契約

選考により決定した企画案の提出者と協議の上、事業実施に係る委託契約を締結する。

- (1) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日

- (2) 委託料の上限

23,151千円以内 (取引に係る消費税及び地方消費税を含む。)

※上記委託金額の上限は、令和8年2月定例千葉県議会において、令和8年度当初予算案が成立することを前提としたものである。このため、予算不成立の場合は、募集や審査の中止、もしくは契約締結しない場合がある。その場合も、本企画提案への参加に要した経費は企画提案者の負担とする。

- (3) 契約に当たっての主な留意事項

ア 提案書の提出及び選考委員会の開催は提案内容及び応募団体の審査・選考のためのものであり、また、選考は提案内容をそのまま了承するものではないこと。

イ 契約に当たっては、千葉県財務規則第99条の規定により、契約金額の百分の十以上の契約保証金を納めること。なお、契約保証金は免除する場合がある。

ウ 本件受託業務の全部を第三者に再委託してはならない。ただし、受託業務の一部の再委託について書面により県の承諾を得たときはこの限りではない。

## 10 提案の無効に関する事項

次の一つに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 「4 応募資格」のない者。

- (2) 同一のプロポーザルに対して、2以上の提案をしたとき。

- (3) 同一のプロポーザルに対して、自己の他、他人の代理人を兼ねて提案したとき。
- (4) 同一のプロポーザルに対して、2以上の代理人をしたとき。
- (5) 提案に関連して談合等の不正行為があつたとき。
- (6) 金額、所在地、氏名、印影の誤脱、又は認識しがたい見積又は金額を訂正した見積をしたとき。
- (7) その他、提示した事項及びプロポーザルに関する条件に違反したとき。

## 11 その他

- (1) 企画提案に要する経費は全て応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出された書類等は千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）に基づき開示する場合がある。
- (4) 提出された書類等を必要に応じて複写することがあるが、使用は県庁内及び選考委員会での検討に限る。
- (5) 提案内容には民間団体の秘密に属するものが含まれるため、審査は非公開で行うこととする。
- (6) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

## 12 問合せ先・提出先

千葉県健康福祉部児童家庭課 虐待防止対策室

「令和8年度ヤングケアラー支援体制構築事業」担当

〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号

電話：043-223-2357 FAX：043-224-4085

MAIL：katei7@mz.pref.chiba.lg.jp